

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.3.25

<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド

〈愛称:<DC>ポジティブ・チェンジ〉

追加型投信／内外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月24日に関東財務局長に提出しており、2024年9月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

42兆3,642億円 (2024年12月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

□ ESGとは、環境(**E**nvironment)、社会(**S**ocial)、ガバナンス(**G**overnance)の頭文字を取ったものです。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり利益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

好ましい社会的インパクトをもたらす事業によって、長期の視点から成長が期待される世界各国の企業の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
 - DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
- 国や地域、業種、企業規模に拘わらず、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で成長が期待される銘柄を厳選して投資を行います。
- 持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、現状と望ましい社会との間でのギャップが大きく、またそうしたギャップが問題視されていると判断した分野を「インパクト・テーマ」として認識します。これに沿って重要な社会的課題の解決に資する事業活動を、公正かつ誠実に行う企業の中から、投資機会を発掘します。
- 銘柄選定にあたっては、ファンダメンタルズ分析に加え、独自のインパクト分析※によってその事業活動がインパクト・テーマに沿った社会的インパクト(社会的変化)をもたらすかを判断し、評価します。

※製品・サービスのインパクト、経営者(企業)の意思、ビジネス・プラクティス(事業活動の方法)の3つの観点からの分析

＜インパクト・テーマ＞

インパクト・テーマ	課題	課題解決策
 平等な社会・教育の実現	所得格差の拡大・富の偏在の強まり	・情報や教育へのアクセスに対する障壁を取り除く ・イノベーションを可能にする ・教育、トレーニング
 環境・資源の保護	気候変動・食料や水などの基礎資源の不足	・技術投入と炭素排出量の削減 ・環境・資源に関連するイノベーション ・インフラ(社会基盤となる施設)への投資
 医療・生活の質向上	慢性疾患の増加、医療格差、幸福感の欠如	・病気についての理解を深める ・優れた医療(診断、治療、予防)の提供 ・医療制度の効率性向上
 貧困層の課題解決	経済停滞、自然災害	・基本的な資源へのアクセス ・金融包摂

❗ 上記はイメージであり、すべてを網羅するものではありません。

❗ 上記は2024年12月末現在の内容であり、将来変更する場合があります。



好ましい社会的インパクトの促進と投資判断に資するため、投資先企業に対し継続的なエンゲージメント(企業との対話)を行うとともに、達成された社会的インパクトを継続的に評価します。

- インパクト・テーマに沿った投資を通じ、好ましい社会的インパクトをもたらすために、次の取り組みを行います。
- スチュワードシップ方針※に基づき、投資先企業に対し継続的なエンゲージメントを行うことで、事業活動を通じてもたらされる好ましい社会的インパクトの促進に努めるとともに、エンゲージメントで得られた洞察を投資判断に活用します。
- 各投資先企業がその製品やサービスを通じ、インパクト・テーマに沿ってどのように好ましい社会的インパクトをもたらしたのかにつき、継続的に評価し、投資判断に活用します。

※＜ベイリー・ギフォードのスチュワードシップ方針＞

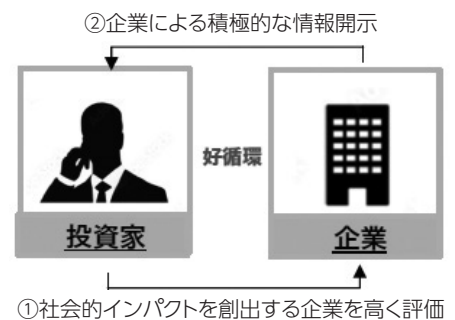
ベイリー・ギフォードは「真の投資家」とあるという理念を基に、企業との対話に役立つ、「長期的な価値創出の奨励」、「ステークホルダーの公正な扱い」などの原則を掲げ、長期投資家として建設的なエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動を行います。議決権行使に関しては、潜在的な利益相反を特定、防止及び管理するための明確なプロセスのもと、お客様の長期的な利益を最大化する観点から、原則として保有する全銘柄に関し議案を評価するよう努めます。ESGに関する個別の懸念事項については、通常、企業と直接エンゲージメントを図ることで対処しますが、十分な進展が見られない場合に、企業に対する働きかけを強化する手段として議決権行使を行います。

(ご参考)

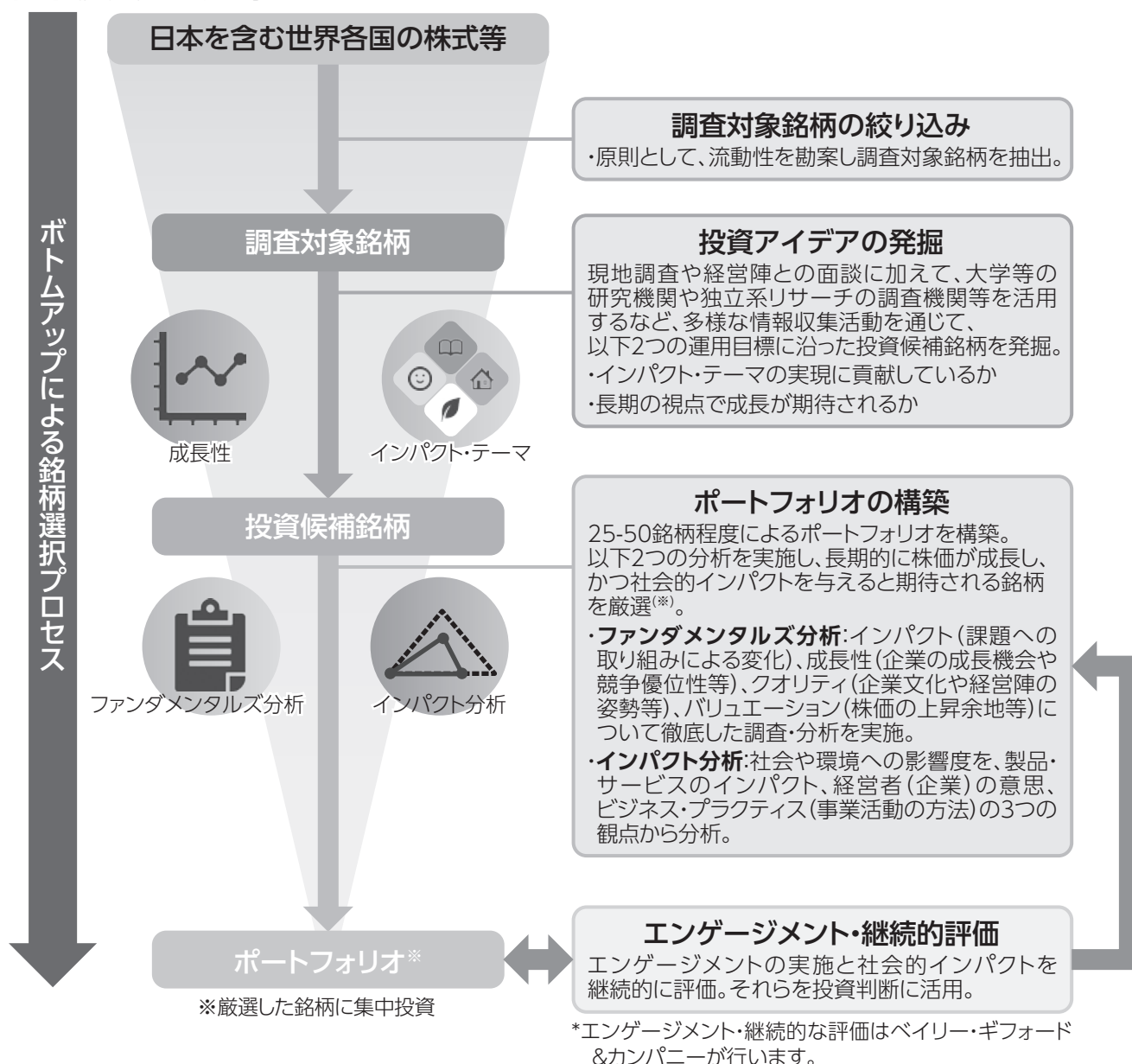
■エンゲージメントおよびインパクト評価による投資先企業との良好な関係構築・好循環

- ・長期的な視点を持ってエンゲージメントを行うことで企業の経営陣と目線が揃い、良好な関係構築に繋がります。
- ・好ましい社会的インパクトをもたらす企業を評価、投資を行うことにより、その企業がもたらす好ましい社会的インパクトへの更なる取り組み・積極的情報開示を促進するという好循環が期待されます。

❗ 上記はイメージであり、結果を保証するものではありません。



■外国投資法人の運用プロセス



(※)株式の組み入れについて

組入株式は、原則として、長期的に株価の成長が期待され、かつ、投資先企業の製品・サービスが社会や環境に好ましい社会的インパクトを与えると期待される企業の株式のみとします。

❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

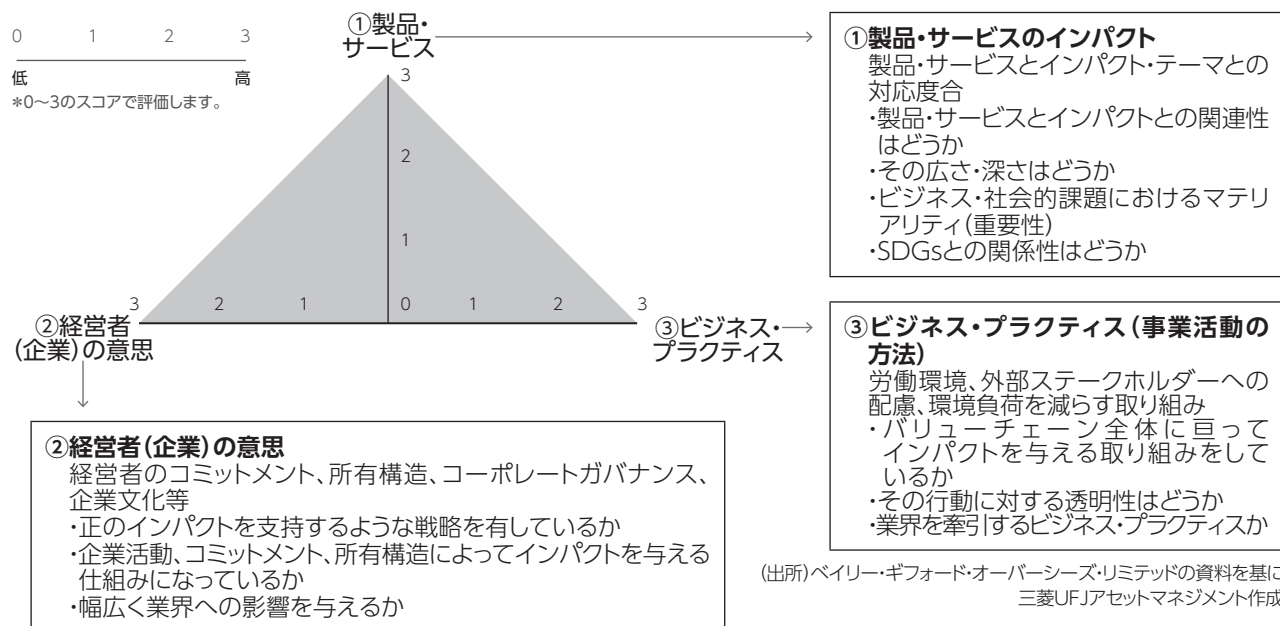
📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

【出所】ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

<インパクト分析について>

・製品・サービスのインパクト、経営者（企業）の意思、ビジネス・プラクティス（事業活動の方法）の3つの観点についてスコアを付与し、各銘柄がインパクト・テーマに沿った社会的インパクトをもたらすかを判断。

<インパクトスコア図>



（出所）ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの資料を基に
三菱UFJアセットマネジメント作成

❗ 上記は、今後変更されることがあります。

❗ 上図はイメージで、また、上記説明はすべてを網羅しているものではありません。

特色

3

外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。なお、投資先企業へのエンゲージメントや社会的インパクトの継続的評価については、ベイリー・ギフォード&カンパニーが行います。

Baillie Gifford™

特色

4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

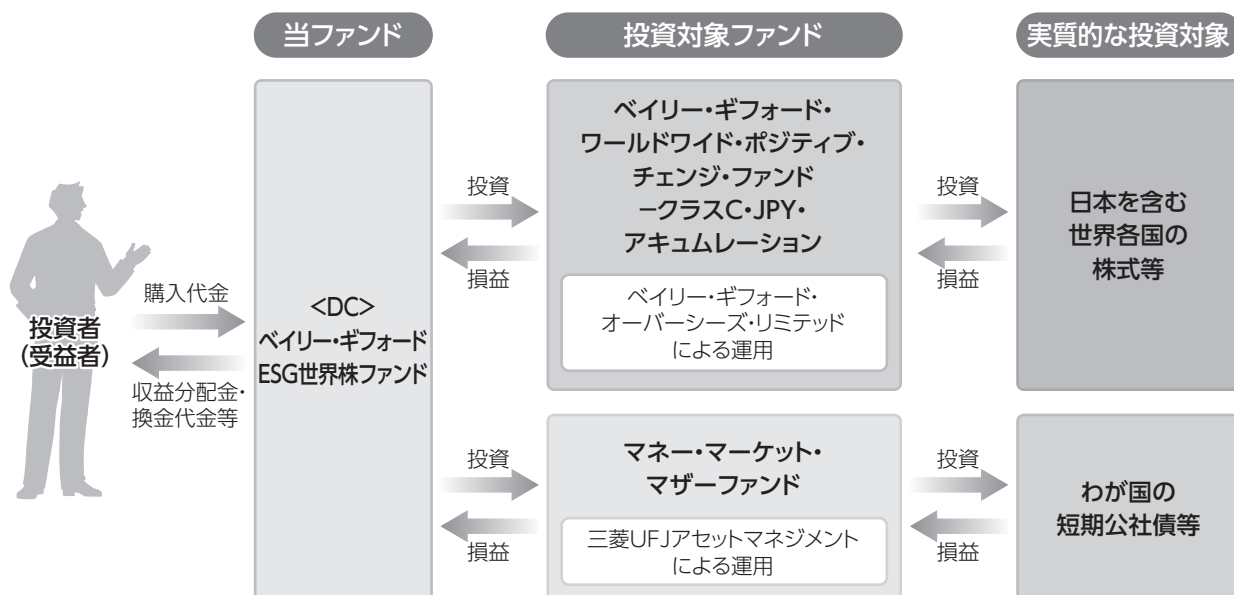
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要

ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド ークラスC・JPY・アキュムレーション	
形態	アイルランド籍・外国投資法人
投資運用会社	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
投資態度	・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)のうち、持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、好ましい社会的インパクトをもたらす製品、サービスの提供や、かかる事業活動を公正かつ誠実に実施する企業の株式等への投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用)
その他の費用・ 手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年6月18日
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

❗ 当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、後掲「ファンドの費用」をご参照ください。

マネー・マーケット・マザーファンド	
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資先ファンドの運用プロセスにより、ESGやインパクト基準に沿わないと考えられる銘柄は除外されるため、当該基準のないファンドと比較して投資銘柄が制限され、当該基準のないファンドとは異なる運用成果を示す可能性があります。
- 投資先ファンドでは、投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性（以下、ESG）にかかる評価に際し、一部第三者プロバイダーが提供するデータを活用します。当該データの活用の際に、投資先企業のESG開示自体が不十分であること、データ自体が過去の利用可能なデータに基づいたものであり将来を予測するものではないこと、ESG評価の基準策定は主観的な判断が伴うため第三者プロバイダーごとにESG評価に差が生じ得ること、重要なESG課題に関して十分に考慮できていない可能性があることなどが制約となる場合があります。
- 投資先ファンドでは、インパクト・テーマを設定し期待するインパクトを想定し運用を行いますが、投資時点で想定したインパクトが達成できない可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

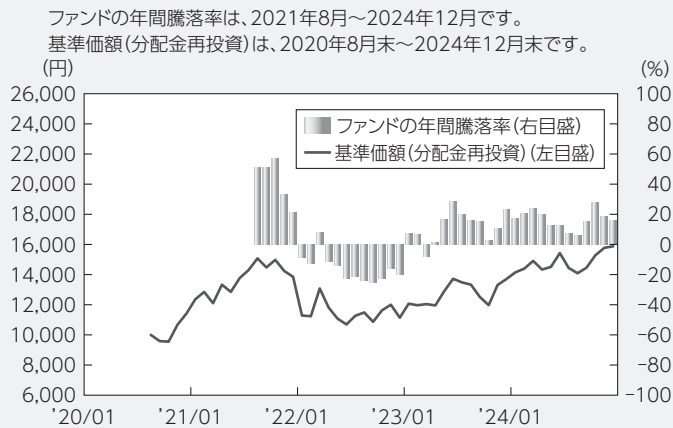
<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

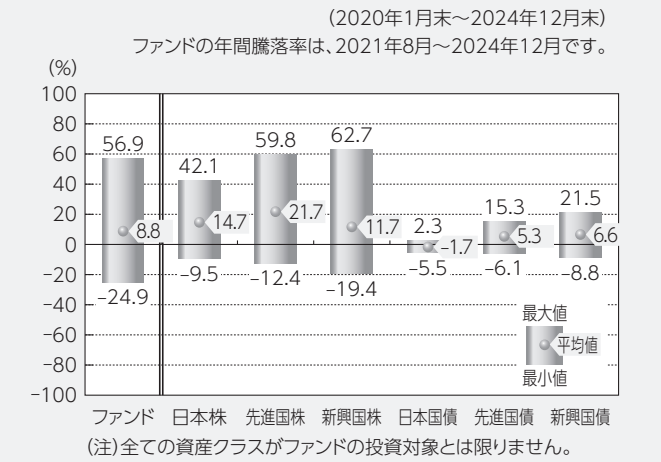
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

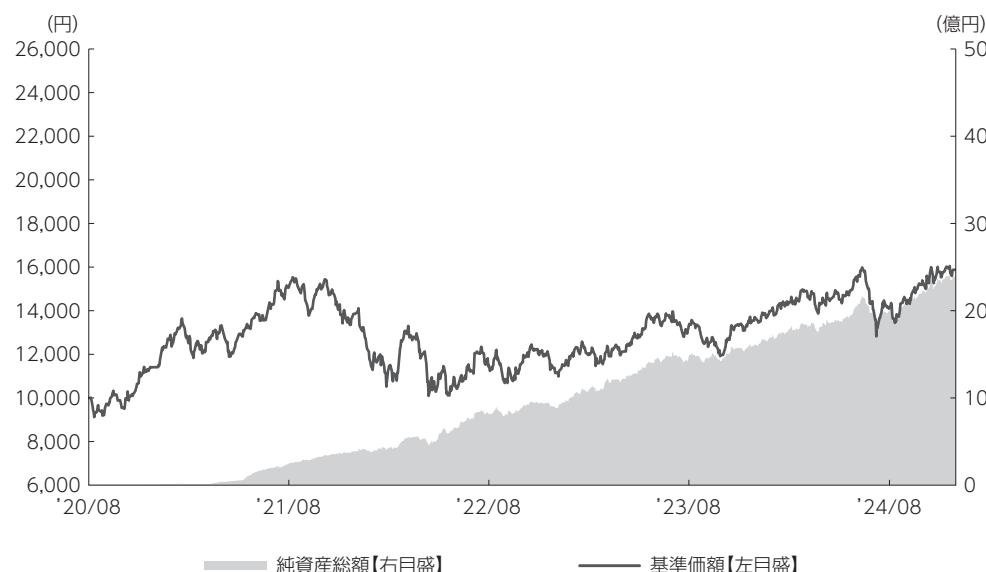


運用実績

2024年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

2020年8月31日(設定日)～2024年12月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	15,877円
純資産総額	23.8億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

分配の推移

2024年6月	0円
2023年6月	0円
2022年6月	0円
2021年6月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

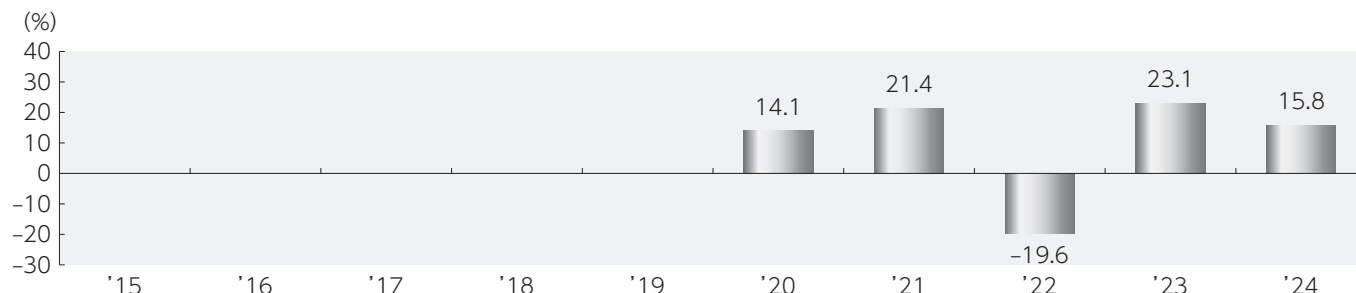
資産構成	比率
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド ークラスC・JPY・アキュムレーション	97.3%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.7%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	国・地域	比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	7.85%
2 SHOPIFY INC - CLASS A	カナダ	6.18%
3 MERCADOLIBRE INC	ブラジル	6.13%
4 ASML HOLDING NV	オランダ	5.01%
5 DUOLINGO	アメリカ	4.66%
6 AUTODESK INC	アメリカ	4.51%
7 HDFC BANK LIMITED	インド	4.30%
8 BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	インドネシア	3.85%
9 ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	アメリカ	3.77%
10 ECOLAB INC	アメリカ	3.71%

- 比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第三位四捨五入)
- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの資料に基づき作成しています。

年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2020年は8月31日(設定日)から年末までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



#

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.99%(税抜 年率0.90%)</u> をかけた額										
		1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)										
		※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。										
		各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table><tr><th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.70%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.17%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.17%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.17%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
		※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。										
		●投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬 ・委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年率0.40%以内が支払われます。										
	投資対象とする投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して <u>年率0.055%以内</u> (管理等にかかる費用) (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)										
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して <u>年率1.045%程度(税抜 年率0.955%程度)</u> ※ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。										
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。											

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2024年12月末現在のものです。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年6月27日～2024年6月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.06%	0.99%	0.07%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用については、投資先運用会社の判断に基づき、②その他費用に含めています。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html